

# 土浦市消費者教育推進計画

令和2年2月

土 浦 市

# 目 次

---

第1章	計画策定の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	消費者を取巻く状況	3
1	少子高齢社会の進展	3
2	高度情報通信社会の進展	3
3	消費生活のグローバル化の進展	4
4	日常の消費生活と環境や社会への影響	5
5	土浦市消費生活センターにおける相談状況	5
(1)	相談件数の推移	5
(2)	年代別相談者数割合	6
(3)	相談内容別件数割合	7
6	多重債務問題の深刻化	7
第3章	消費者教育の基本的方向	8
1	消費者のライフステージや特性に応じた消費者教育の提供	8
2	消費者教育の情報提供及び啓発の推進	8
3	消費生活に携わる人材育成	8
4	各関係機関との連携及び相互支援	8
5	消費生活の相談業務の充実	9
第4章	施策の展開	10
1	消費者のライフステージや特性に応じた消費者教育の提供	10
(1)	学校教育等における消費者教育の推進	10
(2)	若者への消費者教育の推進	10
(3)	成人一般への消費者教育の推進	10
(4)	高齢者・障害者への見守りと消費者教育の推進	11
(5)	外国人への情報提供	11

2	消費者教育の情報提供及び啓発の推進	1 1
(1)	市民への情報の提供と啓発	1 1
(2)	消費生活展の開催	1 2
3	消費生活に携わる人材育成	1 2
(1)	市民リーダー等の人材の育成	1 2
(2)	金融経済教育との連携推進	1 2
4	各関係機関との連携及び相互支援	1 2
(1)	庁内関係部署との連携	1 2
(2)	関係機関等との連携・協働体制の確立	1 3
(3)	消費者団体との連携・協働体制の確立	1 3
(4)	事業者との連携	1 3
(5)	家庭用品販売業者等への適正販売の指導	1 3
5	消費生活の相談業務の充実	1 4
(1)	開かれた相談の場の推進	1 4
(2)	消費生活相談員の資質の向上	1 4
(3)	弁護士との連携	1 4
第5章	推進体制と進行管理	1 5
1	推進体制	1 5
2	進行管理	1 5
	消費者教育推進計画に関する成果指標・目標値	1 6
	附属資料	1 8

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や高度情報通信社会の進展，消費生活のグローバル化などにより，消費者を取巻く環境は大きく変化をしています。また，食品表示の偽装，社会的弱者を狙った悪質商法やニセ電話詐欺などによる消費者被害は後を絶たず，消費者政策の更なる推進が必要となっています。

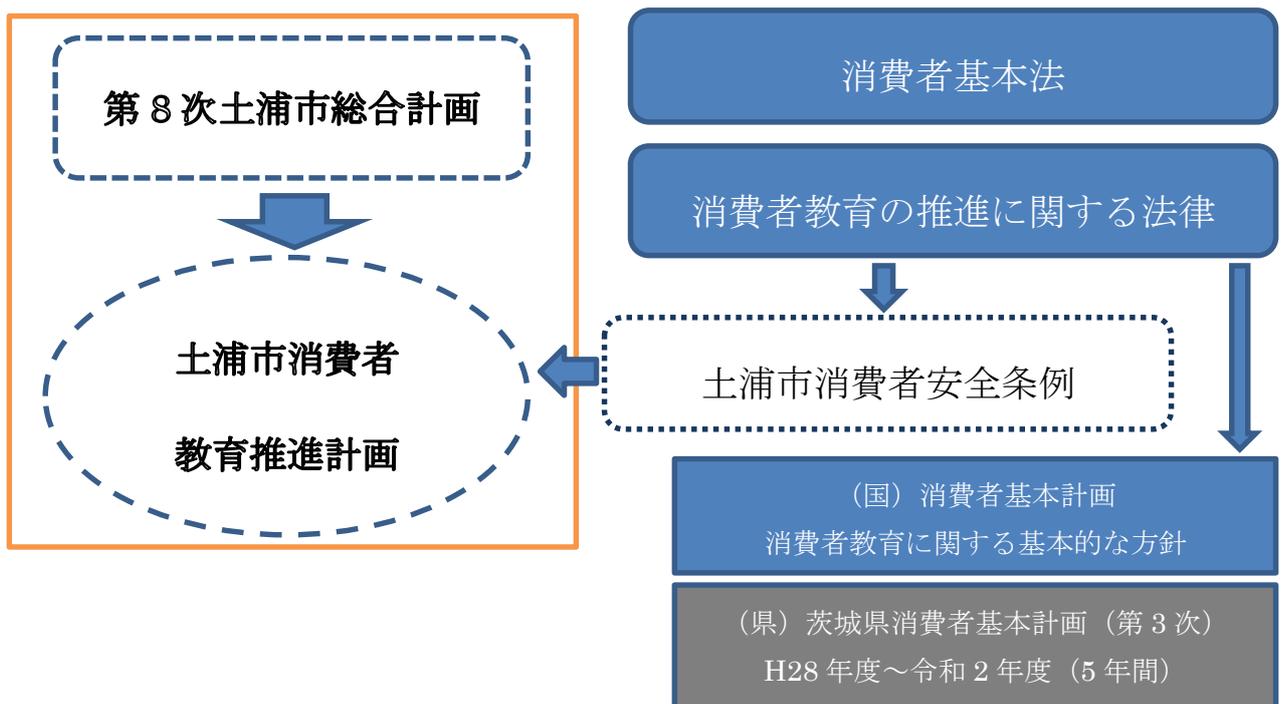
この様な中，国では，平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」を制定し，消費者被害の防止と消費者教育の総合的，一体的な推進を図ることを，国及び地方公共団体の責務としました。

さらに，平成26年には，「消費者安全法」が一部改正され，都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は，消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとなり，本市においても，「土浦市消費者安全条例」を，平成27年12月に制定をしております。

その中で，同条例第12条に基づき，消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，土浦市消費者教育推進計画を策定するものであります。

## 2 計画の位置づけ

この計画は，土浦市の総合的な市政運営の指針である，第8次土浦市総合計画（施策の大綱 第1節市民が主役の安心・安全なまちづくり 基本計画第6項 消費生活の安全の確保）を踏まえ，条例の目的である，市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与するための指針とするものであります。



### 3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、国の動向や社会経済の情勢の変化などにより、必要がある場合は、見直しを行います。

国・茨城県及び第8次土浦市総合計画と消費者教育推進計画の期間

		年度									
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	消費者教育に関する 基本的な方針										
茨城県	茨城県消費者 基本計画（第3次）										
土浦市	第8次土浦市総合計画										
	前期基本計画										
	後期基本計画										
	土浦市消費者教育推進計画										

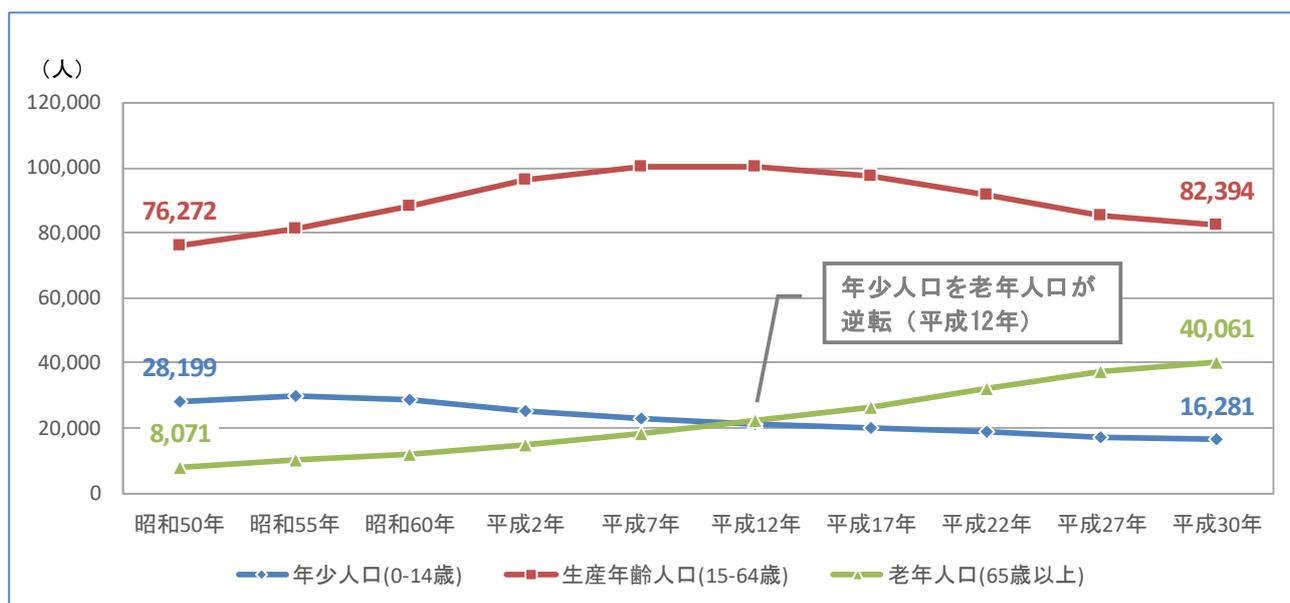
## 第2章 消費者を取巻く状況

### 1 少子高齢社会の進展

生活様式が変化する中、未婚率の上昇・晩婚化が進み、全国的に年少人口・生産年齢人口が年々減少しています。一方、医療技術の進歩等によって老年人口は年々増加し、少子高齢化が急速に進展しています。

この様な、少子高齢化の急速な進展は、消費者問題においても、高齢者を狙ったニセ電話詐欺などの被害の発生が増加し、高齢者の被害の未然防止が重要となっています。

土浦市の年齢別人口推移



出典：平成27年まで総務省「国勢調査」、平成30年茨城県「常住人口調査」

※年齢不詳を除く。各年10月1日現在。

### 2 高度情報通信社会の進展

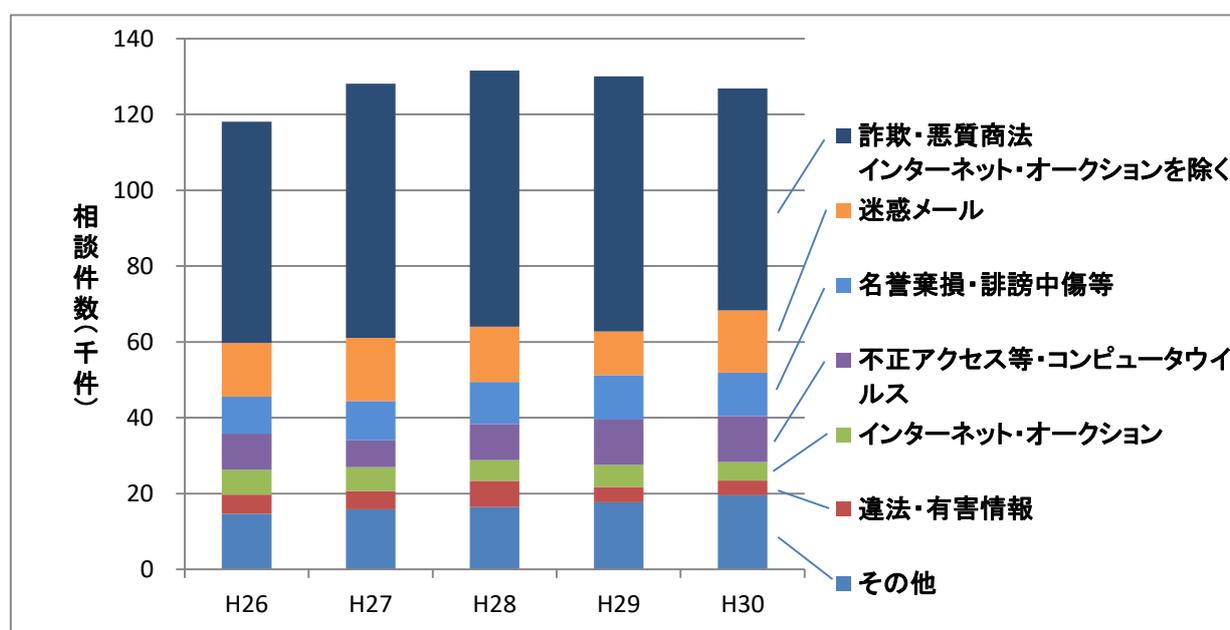
パソコンやスマートフォンなど、インターネットを利用した高度情報通信は、有用で便利なコミュニケーションの手段として、社会に浸透し、大きな役割を果たしています。

しかし、匿名性が高いことから、詐欺等の温床となっており、青少年などに有害な情報が多く流通していることや個人情報の流出など負の側面も抱えています。

消費者問題においても、情報セキュリティ対策や犯罪被害の未然防止、個人情報の保護などが求められています。

サイバー犯罪等に関する相談件数の年別推移（全国）（件）

	H26	H27	H28	H29	H30
詐欺・悪質商法 インターネット・オークションを除く	58,340	67,026	67,480	67,268	58,477
迷惑メール	14,185	16,634	14,583	11,511	16,465
名誉棄損・誹謗中傷等	9,757	10,398	11,136	11,749	11,406
不正アクセス等・コンピュータウイルス	9,550	7,089	9,530	11,936	12,113
インターネット・オークション	6,545	6,274	5,440	5,771	4,883
違法・有害情報	5,080	4,854	6,913	4,024	3,879
その他	14,643	15,822	16,436	17,752	19,592
合計	118,100	128,097	131,518	130,011	126,815



出典：警察庁「平成 30 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

### 3 消費生活のグローバル化の進展

インターネットの普及により、自ら消費者が海外から直接商品を購入することや投資をすることが容易になっており、消費生活のグローバル化が進展しています。

しかし、消費生活のグローバル化の進展に伴い、詐欺の疑いや模倣品の受取など、消費者トラブルが多く発生しており、国を越えた取引を安心して行うことが出来る環境の整備が求められています。

また、輸入食品の偽装表示などの事件も発生しており、輸入食品や製品について、消費者が表示等を注意深く確認し、選択することが重要となっています。

## 4 日常の消費生活と環境や社会への影響

日常生活において、利便性の向上が追求され、大量生産、大量消費、大量廃棄が行われている経済社会において、資源やエネルギーの消費量も増加の一途をたどっています。

地球温暖化のような環境問題や経済社会の生み出す様々な問題は、産業活動のみならず、消費活動によるところも大きいとの認識が広がっています。

それに対応して、消費者には、自らの行動が社会に影響を与えることの自覚と、環境に配慮した商品の選択やエネルギーの節約など、日常の消費生活における省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動、さらには、人や社会、地域等を配慮の対象とする、持続可能な消費の実践が求められるようになっていきます。

社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が、自らの意思決定や、消費行動がもたらす影響と、消費者の社会的役割を自覚し、行動することが重要であり、社会の担い手としてモラルとマナーを備えた市民として行動する消費者を育成することの必要性が高まっています。

「持続可能な開発目標（SDGs）＊」が国連サミットで採択され、持続可能な消費の実践は、その重要な構成要素であります。

また、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することが求められます。

## 5 土浦市消費生活センターにおける相談状況

### (1) 相談件数の推移

市消費生活センターで取扱った相談件数は、平成30年度が1,552件と、前年度と比較し479件の大幅な増加となっています。

相談件数の増は、はがき等による架空請求・不当請求によるものであります。

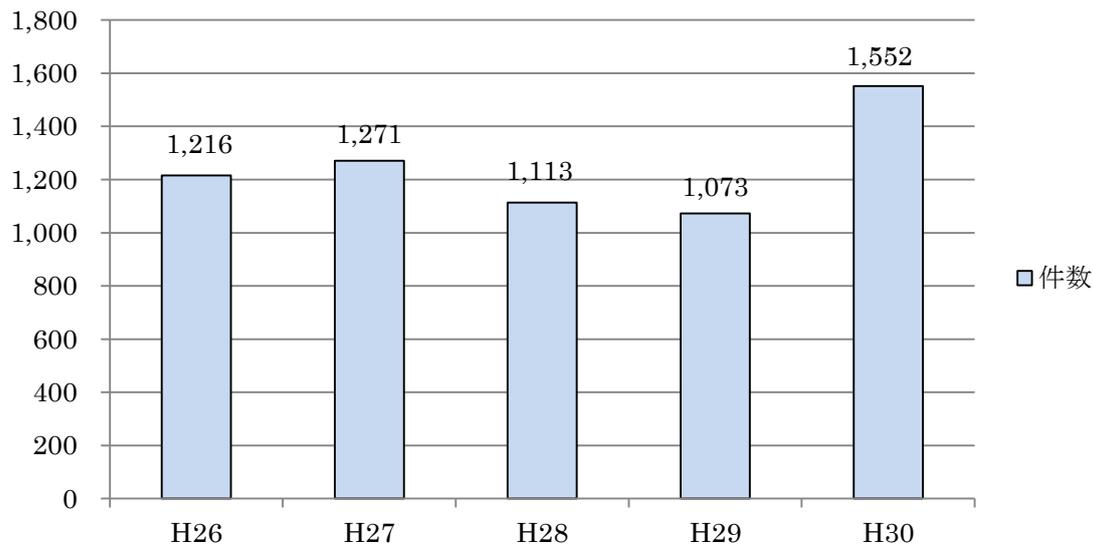
平成30年9月には、土浦市議会において「ニセ電話詐欺撲滅」を宣言しております。

現在は、パソコンやスマートフォンなど、インターネットを利用した高度情報通信を利用した架空請求などによる相談が多くなっています。

---

\* 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和30年までの国際目標。

土浦市の相談件数の年度別推移

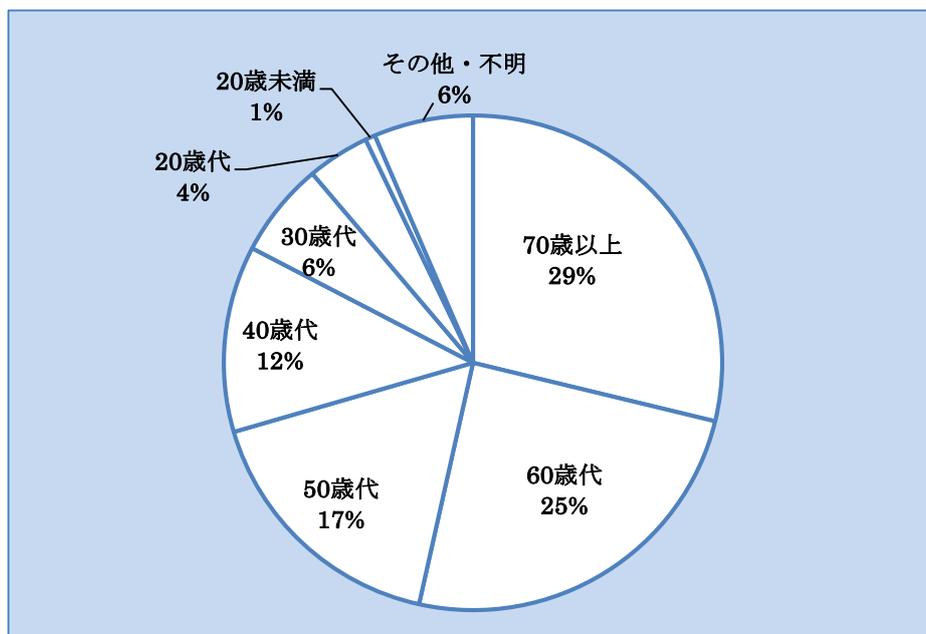


(2) 年代別相談者数割合

平成30年度の年代別の相談者数は、60歳代以上が54%を占め、高齢者の消費生活に対する対応が重要となっています。

また、20歳代以下は合計で5%、30歳代～50歳代（成人一般）が合計で35%を占め、本市での相談件数は高齢者が多い傾向となっています。

平成30年度 土浦市の年代別相談者数割合



### (3) 相談内容別件数割合

平成30年度の相談内容は、インターネットショッピングなどの契約や契約の解除に伴う項目が、51.5%と過半数を占めています。また、悪質な訪問販売など、販売方法に伴う項目が、32.7%を占めており、この2項目で84.2%と大半を占めています。

平成30年度 土浦市の相談内容別件数割合

相談内容	割合
契約・契約解除	51.5%
販売方法	32.7%
品質・機能・役務品質	4.9%
接客対応	4.4%
価格・料金	2.8%
表示・広告	1.7%
安全・衛生	0.9%
その他	0.5%
法規・基準	0.3%
買物相談	0.2%
包装・容器	0.1%

### 6 多重債務問題の深刻化

生活苦やクレジットでの無計画な買い物などにより、複数の金融機関や高利のヤミ金融から借入を繰り返し、返済不能に陥る多重債務は、家庭崩壊や自殺など、深刻な社会問題を引き起こします。

多重債務者を早期に発見し、弁護士会などと連携し、債務の解消や生活の再建など、多重債務者の救済が必要となっています。

土浦市の多重債務年度別相談状況

(件)

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
54	50	58	57	56

## 第3章 消費者教育の基本的方向

市民の消費生活の安定と向上のためには、消費者教育の果たすべき役割は大きく、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう本市では、その自立を支援するため、消費者教育を推進するものとします。

また、消費者教育が幼児期から高齢期までの各段階及び学校、地域その他の様々な場において行われるよう必要な措置を講ずる必要があります。

本市では、国、県の方針、前章の消費者を取巻く状況などを踏まえ、消費者教育の推進のため、次のとおり基本的方向を定めます。

### 1 消費者のライフステージや特性に応じた消費者教育の提供

消費者教育の範囲は、消費生活のあらゆる領域に関連するため、若者から高齢者、障害者、外国人等の、ライフステージや特性に応じた消費者教育を推進します。

特に、令和4年4月から成年年齢が18歳に引下げとなることから、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する、自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、学校における消費者教育の推進を図ります。

### 2 消費者教育の情報提供及び啓発の推進

市民が自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者教育の情報を提供し、同時に消費者問題について意識啓発を図ります。

### 3 消費生活に携わる人材育成

消費者教育は、ライフステージや場において、幅広く行うことから、消費生活に関する人材の育成が必要となっています。市消費生活センターを中心に、市民、消費者団体、事業者団体などと連携し、消費者による自主的活動が活発になるよう、消費生活に携わる人材の育成を図ります。

### 4 各関係機関との連携及び相互支援

消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、庁内関係部署及び関係機関等と相互支援の下、協働体制を確立し、連携を図ります。

## 5 消費生活の相談業務の充実

消費生活相談の変化に対応するため、市消費生活センターにおける相談業務を充実し、市民の消費問題に対し、適正かつ迅速な対応を図ります。

## 第4章 施策の展開

### 1 消費者のライフステージや特性に応じた消費者教育の提供

#### (1) 学校教育等における消費者教育の推進

学校における消費者教育は、現在の多種多様な消費活動において、問題意識を持つことや適切な対応をするための心構えの醸成において、大変重要な役割を担います。

毎年実施している、つくば国際大学での新入生出前講座の開催や学園祭時の啓発活動、小中学校やPTAへの出前講座、さらに、中学校の社会科、家庭科などの授業の中で活用できる副読本の配布を今後とも積極的に実施します。

また、高等学校・専門学校につきましては、茨城県・茨城県消費生活センターへ出前講座等の依頼などを行うとともに、市においても情報提供に努めます。

- ・つくば国際大学での啓発活動（2日間）
- ・中学生への副読本の配布（年1回）

#### (2) 若者への消費者教育の推進

現在、若年者に対する消費生活に関するトラブルが、多く発生しています。この様な中、未然防止のため、若年者への消費生活に関する問題の啓発は、大変重要となっています。

令和4年4月から18歳で「成人」と扱われるようになると、各種の契約などにおいて、法律上の義務や責任が発生します。

このため、早期の消費者教育が重要となりますので、現在実施している、新成人への啓発事業である、悪質商法に関する啓発用リーフレットの配付を、今後とも継続し、さらに内容について吟味します。

- ・新成人への啓発リーフレットの送付（毎月）

#### (3) 成人一般への消費者教育の推進

30歳代～50歳代の成人一般は、精神的、経済的に自立し、消費者市民社会\*の構築に、様々な人々と協働し取組む年代であります。この年代に対しては、市ホームページでの情報提供や金融広報啓発セミナーの案内など周知・啓発を行います。

---

\* 消費者市民社会とは、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会であります。

自らの買物行動が、経済だけでなく社会や環境にも影響を与えることを自覚して生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社会のことです。（消費者の教育の推進に関する法律第2条第2項）

#### (4) 高齢者・障害者への見守りと消費者教育の推進

高齢社会の進展や家族形態の変化等に応じ、高齢者や障害者を地域で支え合うための仕組みが求められています。実際、高齢者の相談件数は増加していて、消費者被害から高齢者・障害者を守ることが重要となります。

この様な中、土浦市社会福祉協議会、土浦市民生委員・児童委員協議会連合会等と連携を取合い、高齢者・障害者に対し、消費者被害防止・救済のための適正かつ迅速な相談及び消費者教育の推進を図ります。

また、各地区公民館等での出前講座などの開催により、消費者問題への啓発に努めます。

#### (5) 外国人への情報提供

市内に在住する外国人に対しては、外国人の消費者被害を未然に防止するため、茨城県や公益財団法人茨城県国際交流協会外国人相談センターとさらなる連携を図ります。

第8次土浦市総合計画 成果指標・目標値

指標	現状値 (H28年度)	目標値 (R4年度)
消費生活講座等参加者数	2,673 人/年	現状値以上

(人)

	出前講座	消費生活展	セミナー	合計
8次総現状値	988	1,550	135	2,673
H30実績	598	460	131	1,189

※H30年度においては、イベント時にチラシ等配布による周知徹底の実施：2,843人

## 2 消費者教育の情報提供及び啓発の推進

### (1) 市民への情報の提供と啓発

市民に対し、多様化する消費者被害等に関する情報の提供は、消費者の意識を啓発し、未然の防止において大変重要となります。

「広報つちうら」等の広報紙や市ホームページに、消費生活に関する事例の掲載などにより、消費生活問題について広く市民に啓発を図ります。

また、啓発事業である「くらしのセミナー\*」の開催により、市民の消費生活における諸問題に対する意識の向上や問題の対応力の向上を図ります。

#### ・くらしのセミナーの開催（年6回開催）

\* くらしのセミナーは、市が消費者に対する啓発事業として様々なテーマで実施するものであります。また、移動学習として施設見学なども行っております。

## (2) 消費生活展の開催

関係消費者団体、関係事業者、市の関係各課の共催による消費生活展を開催することにより、消費生活について、広く市民への啓発を図ります。

- ・消費生活展の開催（年1回開催）

## 3 消費生活に携わる人材育成

### (1) 市民リーダー等の人材の育成

消費者被害の減少には、市消費生活センター等の公の機関と、市民との協働による対応がより重要となります。

消費者である市民と行政の架け橋を担う市民リーダーの育成のため、消費生活モニター\*を委嘱し、またモニターをとおし、市民の多種多様な消費生活問題について、意見の聴取等を行います。

### (2) 金融経済教育との連携推進

金融経済教育は、金融に関する知識や情報を正しく理解し、経済的に自立した消費生活を営む上で不可欠であります。特に、昨今のキャッシュレス化の進展について、その利便性やセキュリティなど、使用にあたっての注意点についての知識も必要となります。

金融経済に関する講座を、金融関係機関と連携し、定期的を開催することにより、消費生活の金融経済に関する市民リーダーの育成を図ります。

- ・金融広報啓発セミナーの開催（年1回）

## 4 各関係機関との連携及び相互支援

### (1) 庁内関係部署との連携

環境教育（環境保全・資源エネルギーの有限性等）、食育（食品ロスの削減・地産地消の推進等）、国際理解教育、生活困窮者対策（多重債務等）など、各部署での取組みについて、連携を図り相互に情報提供を進めます。

- ・生活困窮者自立支援制度庁内連携会議との連携

---

\* 消費生活モニターは、市民の消費生活に関する諸問題について、広く消費者から意見を聴くことで、消費者行政の運営に必要な情報を得て、市民生活向上を図るため市が設置したモニター制度であります。

## (2) 関係機関等との連携・協働体制の確立

消費生活問題は、多種多様なものとなっており、国、茨城県の機関をはじめ、関係事業所や販売店等、解決には広範囲な連携が必要になります。

独立行政法人国民生活センター、警察等の関係機関と、より綿密な協働の体制を確立し、迅速な問題解決に寄与します。

## (3) 消費者団体との連携・協働体制の確立

地域に根ざした、消費生活に関する活動を主体的に行っている消費者団体は、行政と連携し、消費者行政分野において、重要な役割を担います。

土浦市消費生活連絡協議会をはじめとする消費者団体との協働により、消費者教育や食に関する知識の普及など、消費者教育の啓発を図ります。

また、消費者団体が実施する、消費者教育、環境保全活動、地産地消、及び食育活動などの取組みを支援します。

### ・土浦市消費生活連絡協議会

専門3部会（水質浄化部会、食生活改善部会、資源愛護推進部会）との連携

## (4) 事業者との連携

消費生活問題の解決には、製造や販売業者との連携が重要となります。

また、事業者の従業員に対しても、消費者問題意識を持つことが事業者への消費者意識の向上につながります。

事業者団体等が行う講習会などの消費者教育の実践において、出前講座など支援を行います。

## (5) 家庭用品販売業者等への適正販売の指導

家庭用品品質表示法に基づき、消費者が適切な商品の選択ができるよう、家庭用品の販売業者への立ち入り調査を実施し、商品の品質内容等の検査・指導を実施します。

また、消費生活用製品安全法に基づき、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止のため、安全上の技術基準に適合しているかなどの調査を実施します。

### ・家庭用品品質表示法及び製品安全4法の立入検査（年1回、6店舗）

（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

## 5 消費生活の相談業務の充実

### (1) 開かれた相談の場の推進

市消費生活センターにおいて、市民がより手軽に、消費生活に関する相談が出来るよう、雰囲気づくりや啓発を行います。

- ・消費生活相談（消費生活相談員3人）

#### 第8次土浦市総合計画 成果指標・目標値

指標	現状値（H28年度）	目標値（R4年度）
消費生活相談件数	1,113人/年	現状値以上

※H30年度実績：1,552人

### (2) 消費生活相談員の資質の向上

消費者被害は消費者を取巻く社会経済情勢の変化により、ますます複雑化、深刻化をしています。市消費生活センターでは、この様な問題に対し、専門的な知識及び経験を有する相談員が、日常的に消費者の相談を受け、解決に向け努力をしています。

今後、ますます複雑化する消費者被害に対応するため、相談員の各種研修への積極的な参加により、相談員の一層の資質向上を図ります。

- ・独立行政法人国民生活センター教育研修事業への参加
- ・茨城県及び県消費生活センター相談員スキルアップ等研修会への参加

### (3) 弁護士との連携

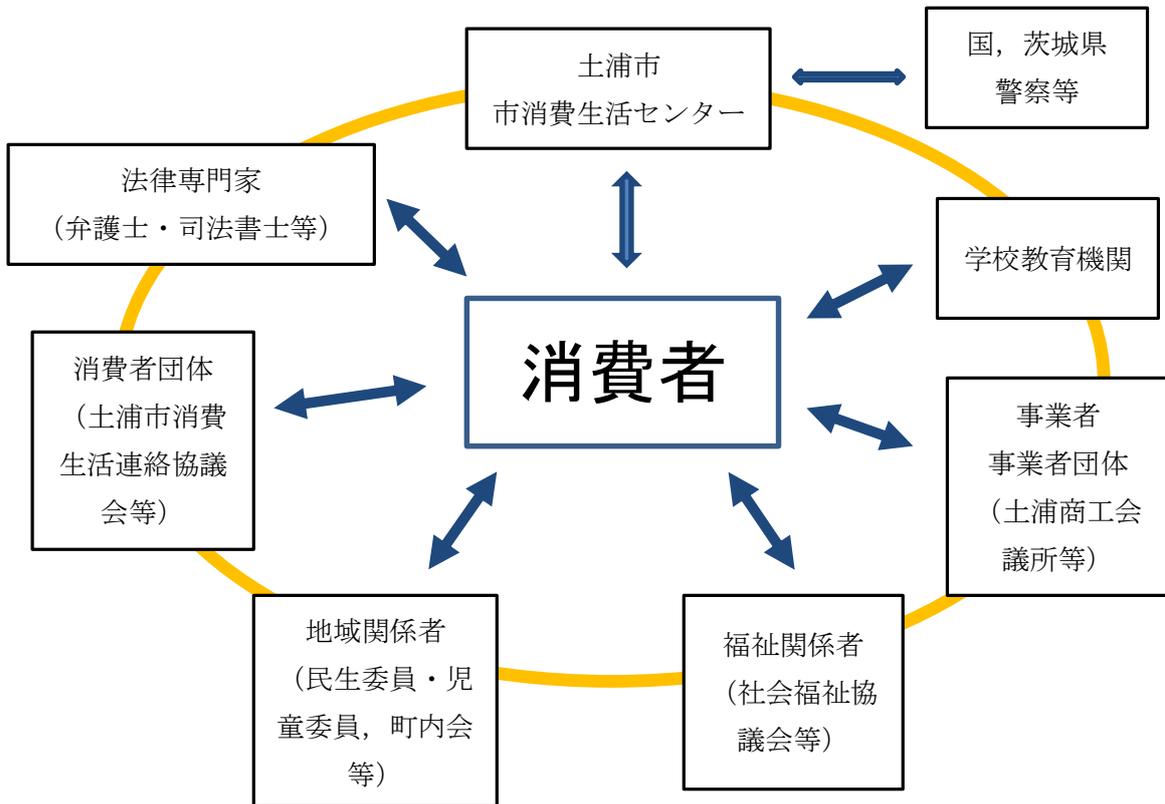
相談員が解決に困難を要する問題や多重債務問題に対し、定期的な協議の場において解決を図ります。

- ・弁護士と連携した相談の実施（年6回）

## 第5章 推進体制と進行管理

### 1 推進体制

本計画を推進するため、庁内関係部署のネットワークを強化し、国・県・警察・市、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等がお互いに連携、協力を図ります。



### 2 進行管理

計画策定後の新たな変化に対応できるよう、適正な進行管理を行います。

また、土浦市総合計画や本市個別計画の改定等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、市民、消費者団体等からの意見や要望に基づき、新たな取組みについて検討を行います。

## 消費者教育推進計画に関する成果指標・目標値

2頁で示した第8次土浦市総合計画前期基本計画終了年度である、令和4年度を目標値としている。

8次総合計画 基本計画 番号	担当課	指標	現状値 (H28年 度)	目標値 (R4年 度)
2-1-2	生活安全課	<b>●防犯教室等受講者数</b> 防犯意識の高揚に向けた取組状況を表す指標	2,641 人/ 年	3,500 人/ 年
		<b>●安心・安全メール（防犯情報）登録件数</b> 防犯への関心を表す指標	4,066 人	6,000 人
2-1-6	消費生活センター	<b>●消費生活講座等参加者数（再掲）</b> 自立した賢い消費者の育成状況を表す指標	2,673 人/ 年	現状値以上
		<b>●消費生活相談件数（再掲）</b> 消費者トラブルの未然防止と相談業務の充実を図る指標	1,113 人/ 年	現状値以上
2-2-1	指導課	<b>●栄養教諭を活用した食に関する授業を実施している学校の割合</b> 望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育むために、栄養教諭等の専門性を活かした授業を全ての学校を対象に行う	74%	100%
2-4-4	高齢福祉課	<b>●認知症サポーター養成講座の受講者数</b> 認知症について正しく理解し、地域で認知症の方を支えるための認知症サポーター養成数を表す指標	7,588 人	16,250 人
2-4-6	健康増進課	<b>●食生活改善推進員・運動普及推進員数</b> 市民・地域・行政が協働しながら健康づくりを推進する指標	286 人	315 人
2-5-1	環境保全課	<b>●温室効果ガス排出量</b> 土浦市地球温暖化防止行動計画で定めた、本市における温室効果ガスの総排出量を平成17年度比令和2年度に6.2%削減を中期目標。長期目標は平成17年度比令和32年度に73%削減。 *基準年度 H17年度（266万t-CO2）、現状値 H24年度、目標値 R2年度	263 万t-CO2	249 万t-CO2

8次総合計画 基本計画 番号	担当課	指標	現状値 (H28年 度)	目標値 (R4年 度)
2-5-2	環境保全課	●廃食用油回収量 生活排水対策意識の普及状況を示す指標 民間店舗等の協力により廃食用油の回収量を増加させる	18,000ℓ	20,000ℓ
		●出前講座実施校数 環境学習の普及状況を表す指標（市内全小学校）	11校	17校
2-5-3	環境衛生課	●ごみの減量化目標 市全体のごみ排出抑制への取組を測る指標	58,082t	47,806t
		●資源化目標 ごみの資源化を測る指標（リサイクル率）	21.7%	24.6%

市消費生活センター単独での現状値・目標値

担当課	内容	現状値 (H30年 度)	目標値 (R4年 度)
消費生活 センター (再掲)	つくば国際大学での啓発活動	2日間	現状値 以上
	中学生への副読本の配布	年1回	
	新成人への啓発リーフレットの送付	毎月	
	くらしのセミナーの開催	年6回開催	
	消費生活展の開催	年1回開催	
	金融広報啓発セミナーの開催	年1回	
	家庭用品品質表示法及び製品安全4法の立入検査	年1回 6店舗	
	弁護士と連携した相談の実施	年6回	

# 付属資料

土浦市消費者教育推進計画の策定について（諮問）

土浦市消費者教育推進計画の策定について（答申）

策定経過

策定体制

土浦市消費者教育推進地域協議会委員名簿

土浦市消費者安全条例（抜粋）

土浦市消費者教育推進地域協議会規則

土浦市消費者教育推進計画庁内連絡調整会議設置要綱

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

令和元年 10 月 11 日

土浦市消費者教育推進地域協議会  
会 長 岸 本 亨 殿

土 浦 市 長

土浦市消費者教育推進計画の策定について（諮問）

標記のことについて、次のとおり、貴協議会に諮問します。

1. 諮問事項

土浦市消費者教育推進計画の策定に関する意見について

2. 諮問理由

市町村は、「消費者教育の推進に関する法律」第 10 条の規定により、当該市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないこととなっています。

本市では、平成 27 年 12 月に「土浦市消費者安全条例」を制定し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援するため、消費者教育を推進することとなっています。

また、その推進にあたっては、消費者教育が幼児期から高齢期までの各段階及び学校、地域その他の様々な場において行われるよう必要な措置を講ずるものとしています。

さらに、令和 4 年 4 月からの成年年齢 18 歳引下げに伴い、若者に対する消費者教育の必要も高まります。

消費者教育は、消費者が消費生活に関する知識を修得することにより、適切な行動と実践的な能力が育まれることを旨としております。計画策定にあたっては、消費者団体、事業者団体、教育関係者等が市と連携し、その取り組みを明らかにする必要があります。

つきましては、土浦市消費者教育推進計画策定について、土浦市消費者教育推進地域協議会の意見を求めます。

令和2年2月17日

土浦市長 安藤 真理子 殿

土浦市消費者教育推進地域協議会  
会長 岸 本 亨

土浦市消費者教育推進計画の策定について（答申）

令和元年10月11日付で、本協議会に諮問された「土浦市消費者教育推進計画の策定」について、別添のとおり結論を得たので答申します。

今後、消費者団体、事業者団体、教育関係者、福祉関係者、行政それぞれの役割のもと、目標達成のため連携して各施策を推進することで、市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与する指針となることを望みます。

そのためには、計画の推進に当たり、協議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされ、また、下記のこと配慮のうえ計画に位置付けた取組を着実に推進することを望みます。

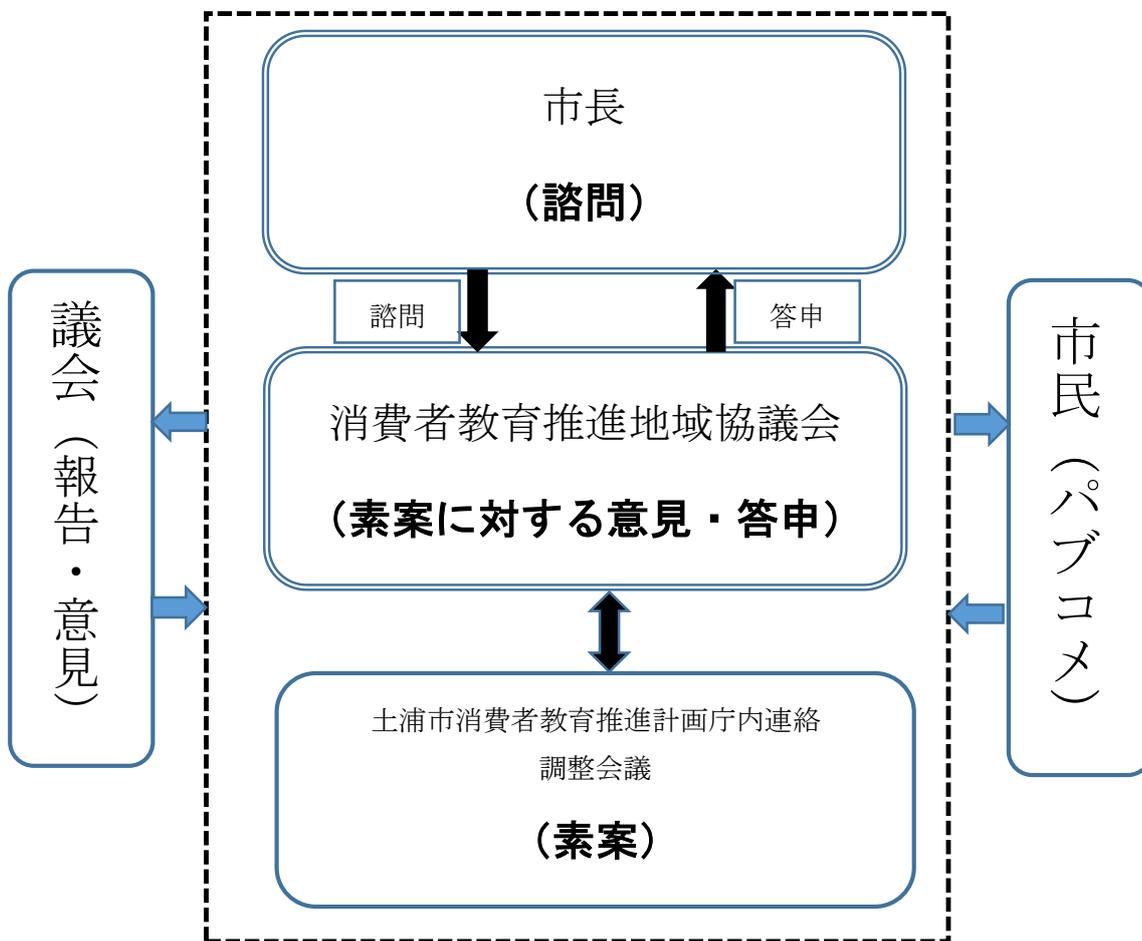
記

- 1 計画の基本的方向、それに対する施策の展開など本市の消費者教育の内容を広く周知し、関係機関が一体となって進めること。
- 2 各施策を積極的に実施し、目標達成に向け着実にを行うこと。
- 3 将来を見据え、本市消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めること。

## 策定経過

日時	会議等	内容
令和元年 8 月 30 日	第 1 回消費者教育推進計画市内連絡調整会議	・策定スケジュール(案)及び消費者教育推進計画(タタキ台)について
令和元年 10 月 11 日	第 1 回消費者教育推進地域協議会	・消費者教育推進地域協議会会長及び副会長の選出について ・市長からの諮問 ・策定スケジュール(案)及び消費者教育推進計画(案)について
令和元年 11 月 5 日	第 2 回消費者教育推進計画市内連絡調整会議	・第 1 回消費者教育推進地域協議会議事録及び消費者教育推進計画(案)について
令和元年 11 月 14 日	第 2 回消費者教育推進地域協議会	・第 1 回消費者教育推進地域協議会議事録及び消費者教育推進計画(案)について
令和元年 12 月 3 日	広報つちうら掲載	・パブリック・コメント実施のお知らせ
令和元年 12 月 11 日 ～令和 2 年 1 月 6 日	パブリック・コメント	・意見数 0 件
令和 2 年 1 月 17 日	第 3 回消費者教育推進計画市内連絡調整会議	・パブリック・コメントの実施結果
令和 2 年 2 月 7 日	第 3 回消費者教育推進地域協議会	・パブリック・コメントの実施結果 ・答申案について
令和 2 年 2 月 17 日	消費者教育推進計画(案)答申	・消費者教育推進地域協議会会長から市長へ答申
令和 2 年 2 月 17 日	消費者教育推進計画の決定	・市長決裁

# 策定体制



## 土浦市消費者教育推進地域協議会委員名簿

(敬称略, 順不同)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験を有する者	岸本 亨	つくば国際大学 医療保健学部教授	会長
消費者団体	原井 みつ江	土浦市消費生活連絡協議会 会長	副会長
事業者団体	石田 百合子	土浦商工会議所 女性会監事	
教育関係者	土田 雅一	土浦市学校長会 荒川沖小学校校長	
茨城県	山本 一紀	茨城県県民生活環境部生活文化課 課長補佐	
茨城県警察	小野寺 智成	土浦警察署 生活安全課長	
福祉関係者	羽成 利広	土浦市民生委員児童委員協議会連合会 会長	令和元年 11月 30日まで 佐野 道夫
福祉関係者	瀬尾 洋一	土浦市社会福祉協議会 常務理事	

任期：令和元年 9月 1日～令和 3年 3月 31日

○土浦市消費者安全条例（抜粋）

平成27年12月16日条例第45号

（消費者教育の推進）

第10条 市長は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援するため、消費者教育を推進するものとする。

2 市長は、消費者教育が幼児期から高齢期までの各段階及び学校、地域その他の様々な場において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第11条 市長は、消費者教育に携わる人材の育成、消費者教育に使用される教材等の充実に努めるものとする。

（消費者教育推進計画）

第12条 市長は、消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者教育の推進に関する計画（以下「消費者教育推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、消費者教育推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。当該計画の変更したときも、同様とする。

（消費者教育推進地域協議会）

第13条 市長は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項の規定に基づき消費者教育を推進するため、土浦市消費者教育推進地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、消費者団体、事業者団体、教育関係者その他の関係機関等のうちから、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

3 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報交換及び調整を行うこと。

（2） 消費者教育推進計画の策定又は変更に関して意見を述べること。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（最初に選任される委員の任期）

2 この条例による改正後の土浦市消費者安全条例第13条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

（土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○土浦市消費者教育推進地域協議会規則

平成31年4月1日規則第35号

土浦市消費者教育推進地域協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市消費者安全条例（平成27年土浦市条例第45号）第13条第6項の規定に基づき土浦市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民生活部生活安全課消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の会議)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が召集し、第2条第2項の規定により会長を定めるまでの間、会議の議長となる。

○土浦市消費者教育推進計画庁内連絡調整会議設置要綱

平成31年4月1日訓令第8号

土浦市消費者教育推進計画庁内連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 市長は、土浦市消費者安全条例（平成27年土浦市条例第45号）第12条第1項の消費者教育推進計画（以下この条及び次条において「計画」という。）について、同条例第13条第1項の土浦市消費者教育推進地域協議会と連携し、計画を推進するため、土浦市消費者教育推進計画庁内連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案を作成すること。
- (2) 計画の進捗状況についての調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 計画の変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、副市長及び次の表に掲げる職員で構成する。

市長公室長，市民生活部長，保健福祉部長，都市産業部長，教育部長，政策企画課長，市民活動課長，環境保全課長，環境衛生課長，社会福祉課長，障害福祉課長，高齢福祉課長，健康増進課長，商工観光課長，文化生涯学習課長及び指導課長
---

(会長)

第4条 調整会議に会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、市民生活部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、市民生活部生活安全課消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## ○消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県消費者教育推進計画等）

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第20条第1項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

(消費者教育推進地域協議会)

第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

(2) 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。